

ACSV MONTHLY LETTER

● 税負担率について

復興特別法人税の1年前倒しの廃止や、27年度税制改正による法人税率の引き下げにより、法人の税負担率は課税所得800万円以下の金額では約23~30%、800万円超の金額でも約38%と、以前の50%超よりは低くなりました。

個人の税負担率については、昭和63年当時で最高税率が75%であったことを考えると、かなり下がったとは言えますが、社会保険料率が約21%から27%に上がったため、一般的な所得の人には負担は重くなっていると感じられるのではないのでしょうか。

法人と個人の税負担率を比べて考えると、ある金額を超えた場合は法人で税金を納めたほうが有利ということになります。

例えば、利益(=所得)を600万円とし、妻1人と子2人とします。個人事業者で青色申告の場合、合計納税額は約110万円となります。法人化して役員報酬を利益の半分の300万円とした場合には、合計納税額は約90万円となります。また、利益が1600万円であれば、個人事業主の場合、合計納税額は約550万円、法人化して役員報酬を利益の半分の800万円とした場合、合計納税額は約320万円となります。

扶養親族・生命保険料等の所得控除額や、健康保険・年金の保険料負担があるため一概には言えませんが、利益が500万円程度を超えた場合は、個人事業の法人成りを検討するステージかと思われます。利益額や加入している健康保険・年金に応じ、役員報酬の金額等を適正に設定すれば、合計負担が減少する可能性があります。

ただ、税や保険のメリットだけではなく、個人事業と法人事業でどちらがビジネス上のメリットがあるかが最も重要であることは言うまでもありません。

【夏季休業のお知らせ】

8月13日(木)~14日(金)は、夏季休業させていただきます。

また、お盆明けは8月17日(月)から営業予定です。

ご迷惑をおかけしますが、あらかじめご了承ください。

■ 税務カレンダー

	内容	備考
7月	所得税予定納付(第1期) 源泉所得税納付(納期特例・上期分)	減額申請ができます。
8月	個人事業税納付(第1期) 個人住民税納付(第2期)	

(注) 法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です(納期特例を除く)。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。